法定相続情報証明制度

本制度は，相続人が法務局（登記所）に必要な書類を提出し，法定相続人がだれであるかを登記官が証明する制度です。

法務局で「法定相続情報一覧図」の写しを交付します。
（裏面を参照願います。）

制度を利用するメリット!!

1. 戸除籍謄抄本一式に代えることができます。
2. 証明書の手数料は**無料**です。
3. 相続手続に必要な枚数を交付します。
4. 複数の相続手続がある方は特に**便利**です。
（預貯金の払出し等）
5. 相続税の申告や金融機関等でご利用できます。

法定相続情報証明制度の詳しい内容は、法務局ホームページ 検索 をご覧ください。

宇都宮地方法務局
☎ 028−623−0916

法定相続情報一覧図

（記載例）　　　　　　　　　　　　　　法定相続情報番号　０００００−００−０００００

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所　〇県〇市〇町〇番地
最後の本籍　〇県〇郡〇町〇番地
出生　昭和〇年〇月〇日
死亡　平成２８年４月１日
（被相続人）
法　務　太　郎

住所　〇県〇市〇町三丁目４５番６号
出生　昭和〇年〇月〇日
（妻）
法　務　花　子

住所　〇県〇郡〇町〇３４番地
出生　昭和４５年６月７日
（長男）
法　務　一　郎　（申出人）

住所　〇県〇市〇町三丁目４５番６号
出生　昭和４７年９月５日
（長女）
相　続　促　子

住所　〇県〇市〇町五丁目４番８号
出生　昭和５０年１１月２７日
（養子）
登　記　　　進

以下余白

作成日：〇年〇月〇日
作成者：〇〇〇士　〇〇　〇〇　印
（事務所：〇市〇町〇番地）

一覧図は，登記所において唯一の番号により保管・管理されます。

被相続人の最後の本籍も記載することによって，本籍を確認する必要がある手続に利用が拡大されます。

実子・養子の別が分かるよう，戸籍に記載される続柄を記載することによって，相続税の申告手続に利用が拡大されました。

相続人の住所の記載がある場合は，相続登記等の住所証明情報としても利用可能になります。

✓　**法定相続情報一覧図の写しは，偽造防止措置の施された専用紙で作成されます。**

以下のとおり，申出日を含んだ認証文，一覧図の写しの発行日，登記所名等，登記官印，注意事項が印字されます。

頁番号及び総頁数が振られます。相続人が多く，法定相続情報一覧図が２枚以上にわたる場合も対応できます。

これは，平成〇年〇月〇日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

平成〇年〇月〇日
〇〇法務局〇〇出張所
登記官　　　　〇〇　〇〇　職印

注）本書面は，提出された戸除籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては，本書面に記載されない。また，相続手続以外に利用することはできない。

整理番号　Ｓ００００００　１／１

※一覧図は申出人が作成します。